

**第6期犬山市障害福祉計画
第2期犬山市障害児福祉計画**

**令和3年3月
犬山市**

はじめに

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう昨今ではありますが、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行及び令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行、また、東京パラリンピックを目標にした障害を持つアスリートの競技など、少しずつではありますが障害を持つ方々の社会での生活の改善への取組や、活躍の場が広がりつつあります。



今回の第6期犬山市障害福祉計画と第2期障害児福祉計画は、平成30年から6年間で推進している第3次犬山市障害者基本計画の理念に基づいて具体的な生活支援に関する事業の3年間の実施計画を定めるものです。

少子高齢化が進む中、障害をもつ子どもの支援はもちろん障害をもつ人の年齢も高くなってきており、様々なニーズへ対応できるよう引き続き、地域生活支援拠点や相談支援体制の充実強化等の取組を行います。また、長期入院者の地域移行や福祉施設からの一般就労の促進、重症心身障害児の支援体制整備など、障害を持つ人たちの生活の将来がより安定したものに、そして地域で継続して暮らしていくことができるよう、社会全体が障害への理解を深め、互いに寄り合いながら過ごせる環境を目指します。

犬山市が掲げる、「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」というすべての市民一人ひとりが優しさと支えあいの中で暮らしていけるための基本理念のもと、福祉、医療、教育をはじめ労働等の関係機関が一体となり支援するシステムの構築を目指し、更なる福祉施策の充実を図ってまいりますので、市民の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議を賜りました犬山市障害者計画推進委員会の田中会長をはじめとする各委員の皆様、策定のヒアリングにご協力いただきました皆様、ご意見をお寄せいただきました皆様に対して、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

犬山市長 山田 拓郎

アフターコロナ・ウイズコロナ時代の福祉に向けて

私は、これまで、犬山市における第1次・第2次「障害者基本計画」と第1・2・3・4・5期「障害福祉計画」及び第1期「障害児福祉計画」の策定と推進に、そして今回、第6期「障害福祉計画」及び第2期「障害児福祉計画」の策定に関わらせていただきました。

この間に、障害者(児)福祉制度は、戦後長年にわたる措置制度から支援費制度に大きく転換しました。この新制度が発足して一年と経たないうちに、国は予想外の財政支出に驚きこの制度は失敗であったと宣言し、これに代わって新たに「障害者自立支援法」をスタートさせました。2014年1月、日本政府は国連の「障害者権利条約」を批准しました。それまでに、「障害者虐待防止法」(2011年)、「改正障害者基本法」(2011年)、「障害者総合支援法」(2012年)、「障害者差別解消法」(2013年)を改正・制定し、国内法の整備を進めてきました。「障害者権利条約」は、障害者福祉の歴史に画期を印すものであり、ここにわが国の障害児者福祉の国際的国内的な土台が築かれたといえます。



いっぽう、今なお、私たちには悪夢としか思えないのは、2016年7月神奈川県相模原市の県立知的障害者施設「津久井やまゆり園」で元施設職員の男(犯行当時26歳)が侵入し、所持していた刃物で入所者19人を刺殺し、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた大量殺人事件(「相模原障害者施設殺傷事件」)です。これは、第二次世界大戦後の日本で発生した殺人事件としては最悪の大量殺人事件として日本社会に衝撃を与えました。障害者・家族、関係者にとってさらにショックだったことは、国民の一部とはいえ、今なお障害者は社会には役立たない無用な人間であるという潜在化した考えがこのような事件として表面化したということでした。

ところで、この間の最大の問題は、何と言っても2020年から現在に続く新型コロナウイルス感染症＝コロナ禍のはかりしれない社会的経済的影響です。私たちはもちろん世界中が、新型コロナウイルス感染症の脅威に晒され、福祉の現場で働く職員はじめ関係者は、障害者・家族と自らの命と健康を守るために日々身を削るような緊張を強いられてきています。コロナ禍とのたたかいは、少なくとも今年いっぱい続くだけでなく、アフターコロナと云われるコロナが終息した後の生活も、かつての元のままの姿に戻ることはなく、世の中が大きく変わってくると言われます。障害児者福祉もまたその通りでしょう。

このような障害者福祉制度の激動期のなかで、本委員会事務局の方々の努力や委員の皆さんの犬山を愛される気持に支えられ、「犬山に誰もがあんきに暮らせる福祉」計画の策定・推進に努めてまいりました。これまでの皆様のご協力とご支援に深く感謝を申し上げますとともに、今後ともよろしく願い申し上げます。

令和3年3月

犬山市障害者計画推進委員会委員長
田 中 良 三

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|----------------------------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 3 |
| 3 計画の期間..... | 4 |
| 4 障害者の定義..... | 4 |
| 5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の変更内容..... | 5 |

第2章 障害のある人を取り巻く現状

| | |
|----------------------------|----|
| 1 障害のある人の状況..... | 7 |
| 2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況..... | 18 |
| 3 雇用・就業の状況..... | 23 |
| 4 障害者数の推計..... | 25 |

第3章 障害福祉サービスなどの数値目標

| | |
|---------------------------|----|
| 1 サービスの見込量とサービス確保の方策..... | 29 |
| 2 地域生活支援事業の実施に関する事項..... | 52 |
| 3 児童福祉法に基づく見込量と確保の方策..... | 63 |

第4章 計画の点検・評価

| | |
|-----------------|----|
| 1 計画の推進体制..... | 67 |
| 2 計画の点検・評価..... | 68 |

資料編

| | |
|--------------------------|----|
| 1 計画策定の経過..... | 69 |
| 2 犬山市障害者計画推進委員会規則..... | 70 |
| 3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿..... | 72 |
| 4 障害者団体ヒアリングの概要..... | 73 |
| 5 用語の解説..... | 82 |